京都市告示第364号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年1月7日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路	線	名	区間	旧新別	延	長	敷地の幅員
山科	├西野↓ · 線	山緯	山科区西野山射庭ノ上町51番地の25地 先から	旧		メートル 36.50	メートル 1.80
24号			同町50番地の4地先まで	新		36. 50	$1.82 \sim 2.93$
山科	-西野山緯 線	山緯	山科区西野山射庭ノ上町53番地の32地 先から	旧		49. 30	6.00 ~ 6.01
71号			同町53番地の27地先まで	新		49. 30	6.00 ~ 6.02

(建設局土木管理部道路明示課)